

福山市立動物園内売店管理運営業務委託仕様書

1 委託業務名 福山市立動物園内売店管理運営業務

2 売店設置の趣旨

福山市立動物園内の売店は当動物園の来園者サービス及び利便性に資することを目的として設置される施設です。公共施設であることを踏まえながら、来園者の多様なニーズに対応し質の高いサービスを提供するものです。

3 委託業務内容

受託者が行う委託業務（以下「業務」という。）はつぎのとおりとします。

- (1) 福山市立動物園内売店の管理運営に関する業務
- (2) その他(1)の業務に付帯する当協会の指示事項

4 委託期間 業務委託契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

ただし契約期間満了の日の1か年前までに受託者から契約更新の申し出があり、当協会による継続委託の審査を経て業務内容が良好かつ適格であると判断した場合には、1か年の契約更新ができるものとし、当初開始日から起算して最大5か年を限度とした契約期間の延長を認めるものとし、

また当協会が福山市立動物園の指定管理者の指定期間を満了し再度の指定がされないときもしくは指定を取り消されたときには、委託期間は当然に終了するものとし、当協会にかかる契約から生じる損害について一切責任を負わないものとし、

5 福山市立動物園の概要

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 名 称 | 福山市立動物園 |
| (2) 所 在 地 | 福山市芦田町福田276-1 |
| (3) 総 面 積 | 26,476㎡ |
| (4) 年間入園者数 | 2022年度（令和4年度） 243,122人 |
| (5) 開 園 時 間 | 午前9時～午後4時30分（別途夜間開園日有） |
| (6) 休 園 日 | 毎週火曜日（祝日の場合その翌日）
年末年始（12月29日～1月1日） |

6 業務実施施設

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 施 設 名 | 福山市立動物園内売店 |
| (2) 所 在 地 | 福山市芦田町福田276-1 |
| (3) 施設の概要 | 鉄骨造一階建 床面積：27.3㎡ |
| (4) 施 設 用 途 | 来園者への物品の販売及び提供 |

7 売店の営業日及び営業時間

売店の営業日及び営業時間は福山市立動物園の開園日、開園時間帯とします。

ただし休園日、閉園時間帯であっても園の方針で開園する場合は営業するものとします。

開園時間	午前9時～午後4時30分 イベント開催時などには開園時間を延長することがあります。
休園日	毎週火曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月1日） 園の方針により休園日にも開園することがあります。

※ゴールデンウィーク期間など、休園日であっても園の方針により開園し、イベント開催時にはイベント開催時間に応じ開園時間を延長します。

8 業務に関する一般事項

(1) 再委託の禁止

受託者は本業務委託契約の業務の全部または一部を第三者に委託し請負わせてはなりません。

(2) 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は本業務委託契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはなりません。

(3) 第三者に対する債権債務

当協会は業務の遂行にあたり生ずる受託者と第三者との間の債権債務について、一切その責任を負わないものとします。

(4) 当協会、当動物園の名義の使用制限

受託者は商品及び材料の仕入れその他業務遂行上の一切の取引を自らの名義及び責任において行うものとし、当協会及び当動物園の名義の使用を禁止します。

なお、受託者が業務の遂行にあたり当動物園名ならびにロゴ及びマーク等を使用する場合は予め当協会と協議し、承認を得なければならないものとします。

(5) 損害賠償

受託者は業務の遂行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により当協会または第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに受託者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

また、受託者は生産物賠償責任保険及び施設賠償責任保険又は同様の担保品目が付された保険に加入し、損害賠償責任に備えるものとします。

(6) 法令等の遵守

受託者は業務の遂行にあたり関係法令や条例等を遵守するほか当協会の指示に従うものとします。

(7) 守秘義務

受託者は業務の遂行にあたり個人情報保護に関する法令等を遵守し業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。これは委託期間の終了後及び契約解除後においても同様とします。

9 売店の運営

(1) 基本方針

受託者は売店を運営するにあたり、来園者の多様なニーズに応え常に来園者の満足度を高めるようするものとします。

(2) 本仕様書の遵守

受託者は有償により売店施設を使用し、本仕様書に基づき適切に売店を運営しなければなりません。

(3) 現場責任者、業務従事者の配置

受託者は業務の遂行にあたり運営を統括し指揮監督を行う現場責任者を配置し、安全かつ円滑に運営するために必要な人数の業務従事者を配置し、その状況を当協会へ報告するものとします。

(4) 業務従事者の労働管理、安全管理

受託者は業務従事者の雇用、労務に関し労働関係法令等を遵守し、その管理監督の責を負うものとします。

また、業務従事者に適正に健康管理を行い、労働安全衛生に努めます。

(5) 業務従事者のサービス

受託者は業務従事者のサービスを徹底し、接客向上の継続的な取組を講ずるなど来園者に適切なサービスが提供できるようするものとします。

(6) 販売品目等

受託者は自らのアイデアやノウハウを生かし、来園者のニーズを把握し、物品の販売のみならずニーズがあれば冷菓などの軽飲食の販売・提供なども検討し、常に商品・メニューの品揃えの充実を図ります。

販売する商品・メニューの品目、価格等については事前に当協会と協議するものとします。

(7) 販売内容の制限

当協会は管理運営上支障があり不相当と認めるときは、販売品目等の販売制限もしくは販売停止を命ずることができるものとします。

受託者は飲食物の中にアルコールが含まれているもの、又は来園者が錯乱する危険性のあるものを販売してはなりません。

(8) 動物園施策上の必要な商品等の取扱

当協会の施策上の必要により、当協会が受託者に対して仕入・販売を依頼する商品については、当協会と受託者との協議のうえ可能な限り取扱うものとします。

(9) 販売形態

受託者は原則的には売店施設において業務を実施するものとしますが、販売・提供する商品によってはあらかじめ当協会と協議し承認を受けたうえで、他の販売形態も認めるものとします。

(10) 許認可等

受託者が販売する商品に応じ、法令等による許認可等の取得が必要な場合は受託者の責任、負担により取得するものとします。

(11) 衛生管理の徹底

受託者は売店施設及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の販売にあたっては、食品衛生法その他関係法令等を遵守し衛生管理を徹底するものとします。

(12) 食品の安全管理

受託者は食品が含まれる商品を販売、提供する場合には消費期限、賞味期限に十分に注意するとともに、在庫管理及び補充管理を適切に行い、業務の遂行に起因する衛生上の危害発生防止に努めるものとします。

(13) 環境への対応

受託者は業務の遂行にあたりプラスチックの使用を可能な限り控えるなど環境に配慮するとともに、発生する廃棄物の廃棄にあたっては福山市の定める分別ルールに沿って適切に分類し、受託者の責任において処理するものとします。

(14) 不測の事態への対応

受託者は不測の事態（人為的、施設・設備的、食中毒、火災・地震等の事故など）が発生した場合は、迅速かつ適切な処置を講じ、被害の拡大の防止に努めるとともに、速やかに関係者に報告しなければならないものとします。

10 売店施設の管理

(1) 基本方針

受託者は業務の遂行にあたり本仕様書に基づき注意義務をもって売店施設を適切に使用し管理しなければなりません。

(2) 鍵の管理

受託者は業務の遂行にあたり当協会から貸与された売店の鍵を責任を持って厳重に管理するものとし、業務の委託期間が満了したとき又は本契約が解除されたときには速やかに返却するものとします。

(3) 防火、防犯対策

受託者は火気及び戸締り等の管理を徹底し、当協会の防火安全対策の方針を遵守するものとします。

(4) 施設の修繕

業務の遂行にあたり受託者が受託者の責めに帰すべき事由により売店施設を損壊した場合は、受託者の責任において修繕しなければなりません。なお、受託者の

責めに帰すべき事由でない損壊については当協会もしくは福山市が修繕します。

(5) 施設への備品等の持込

受託者は業務の遂行にあたり売店施設へ自らの備品等を持込む場合は、あらかじめ当協会と協議し承認を受けなければなりません。その場合の費用については全て受託者の負担とします。

(6) 施設の変更等

受託者は業務の遂行にあたり売店施設を改修もしくは新たに設備等を設置するなどの施設の変更等をする場合には、あらかじめ当協会と協議し承認を受けなければなりません。その場合の費用については全て受託者の負担とします。

(7) 原状回復及び撤去

受託者が持込んだ備品等や受託者が施した施設の変更等については、受託者は業務の委託期間が満了したとき又は本契約が解除されたときに、受託者の費用負担により撤去し現状に復さねばなりません。

なおそれ以外の受託者の事情により受託者が持込んだ備品等や受託者が施した施設の変更等の撤去が必要となったときは、当協会の判断により撤去・処分の命令及び履行ができるものとします。

11 運営費用等

(1) 受託者が負担するもの

- ・ 業務従事者人件費（給与、福利厚生費、健康管理費、研修費等）
- ・ 光熱水費
- ・ 商品、原材料の仕入れ代金、商品開発に関する費用
- ・ 被服費（業務従事者の作業着の購入費、クリーニング代等）
- ・ 保険料（生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険等）
- ・ その他（消耗品費、通信費等、許認可に要する経費、廃棄物の処理に要する経費など業務の遂行にあたり必要な一切の費用）
- ・ 持込み備品や受託者が施す施設の変更等にかかる費用及び撤去費用
- ・ 販売手数料
- ・ 売店使用料

(2) 販売手数料

受託者は当協会へ毎月の売上月額に対する販売手数料を納入するものとします。

【販売手数料の算出方法】

- ・ 販売手数料 = 売上月額 × 販売手数料率
- ・ 販売手数料率は受託者が応募時に提案した率を基に別に契約書に定めます。
- ・ 販売手数料は当該営業月の翌月の10日までに毎月納入するものとします。

(3) 売店使用料

受託者は売店施設の使用にあたり当協会へ売店使用料を納入するものとします。

- ・売店使用料は別に契約書に定めます。
- ・売店使用料の当協会への支払いは当該営業月の前月の10日までに毎月納入するものとします。

(4) 報告義務

受託者は売上日報を当該営業日の終了時に、売上月報を当該営業月の翌月の10日までに販売手数料並びに売店使用料の納入に併せて当協会へ報告するものとします。

また、売上日報提出時には売上額を証する書類として当協会の求めに応じレシートなどの当日の売上額がわかる書類を添付するものとします。

(5) 売上月額の帰属

毎月の売上月額から当月分の販売手数料を減じた残額は全て受託者に帰属するものとします。

(6) 光熱水費

光熱水費についてはそれぞれに計測メーターを設置し、当該営業月の料金単価に基づき営業の翌月の10日までに毎月当協会へ納入するものとします。

12 営業保証金

受託者は本業務委託契約締結日に別に契約書に定める営業保証金を当協会に納入するものとします。

営業保証金は原則業務の委託期間が満了したとき又は本契約が解除されたときに速やかに当協会から受託者に返却するものとしますが、受託者に未払い債務が生じたときには当協会が任意に債務弁済に充てることのできるものとします。

13 業務委託料

受託者への業務委託料の支払いはありません。

14 調査勧告等

当協会は売店運営上の必要な事項について受託者に状況報告を求めるとともに調査を行い、勧告・指示することができるものとし、受託者はこれに異議なく応じなければならないものとします。

15 受託者の資格要件

受託者は次の各号の要件すべてに該当する者でなければなりません。

- (1) 法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 過去3年において、飲食物販の販売に関し、食品衛生法等に基づく行政処分を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く）でないこと。
- (5) 国及び地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法令等の規定により販売等について許認可を要する場合は、契約締結時に許認可等の免許を有する見込みがあること。
- (7) 役員は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団または暴力的集団の構成員でないこと。

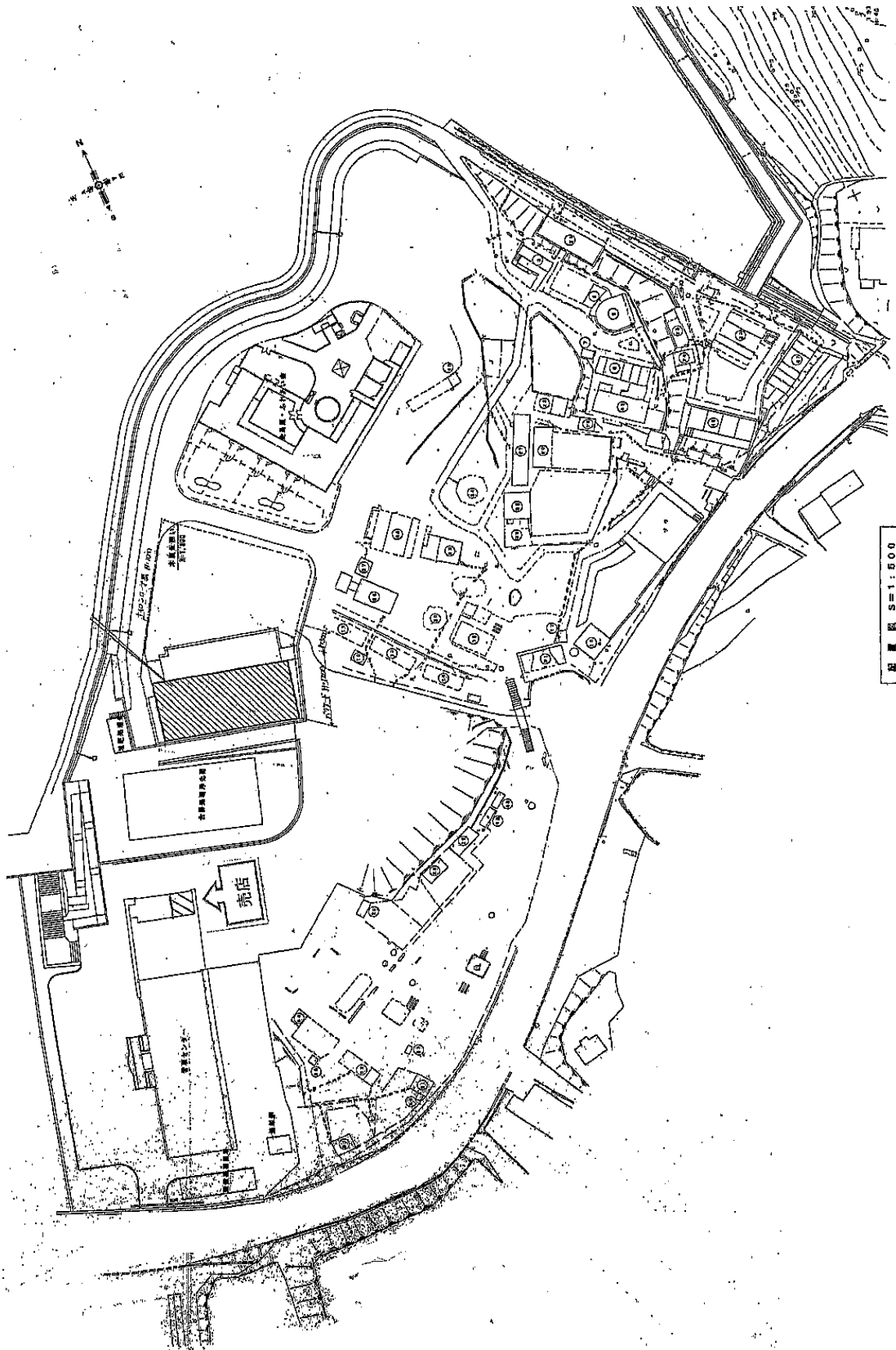
16 その他

- (1) 当協会、当動物園、福山市の施策への協力
売店は動物園の付帯施設であり、公共施設であることを理解し、受託者は当協会、当動物園、福山市の方針、施策、事業等に積極的に協力するものとします。
- (2) 苦情要望について
受託者は来園者から寄せられる苦情や要望に十分応えることができる体制を整え、苦情・要望処理報告書を作成し、当協会へ提出するものとします。
- (3) サービス向上策の提案
当動物園の特性や運営上の課題等に応じた取組、サービス向上策があれば受託者の創意工夫に基づいて提案するものとします。
- (4) その他の課題対応について
受託者は業務の遂行にあたり本仕様書の内容を網羅し対応するものとします。
ただし本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合にはその都度当協会と協議の上、対応を決定するものとします。

① 福山市立動物園位置図



② 動物園平面図



③ 売店平面図

